

御前崎市長選挙 御前崎市議会議員選挙

私たちの御前崎のために一票を



▶投票できる人

- 平成18年4月15日までに生まれた人
 - 令和6年1月6日以前から引き続き御前崎市の住民基本台帳に記録されている日本国籍を有する人で、選挙人名簿に登録されている人
- ※投票をする日より前に市外へ転出した人は、投票することができません。

▶投票所入場券の郵送

- 投票所入場券は告示日(4月7日(日))より順次郵送します。
 - 世帯ごとに郵送するので、それぞれ自分の投票所入場券を切り取って投票所へお持ちください。
 - 期日前投票をする場合は、事前に入場券裏面に記入の上、期日前投票所にお持ちください。
- ※投票日当日に投票をする場合は、記入不要です。

▶便利な期日前投票をご利用ください

場所	期間	時間
御前崎市役所ロビー	4月8日(月)～4月13日(土)	8時30分～20時
御前崎支所ロビー		

※投票日に投票する場合は、記入する必要はありません。
期日前・不在者投票 宣誓書兼投票用紙交付請求書

氏名	御前崎 太郎
生年月日	大・昭 10 年 4 月 1 日
現住所	静岡県御前崎市池新田5585番地
選挙人名簿記載の住所	御前崎市

理由
 仕事・冠婚葬祭など 交通至難の島等に居住・滞在
 外出・旅行・レジャー 住所移転
 病気・出産・歩行困難 天災・悪天候

私は、選挙の当日上記事由のいずれかに該当する見込みなので、以上の記載が真実に相違ないことを宣誓し、併せて投票用紙を請求します。

令和6年4月0日 御前崎市選挙管理委員会委員長 様

事前に記入しておくこと
投票の手続きが早くなるよ

▶不在者投票ができます ※下の制度を利用する場合は、照会先へご連絡ください。

病院や老人ホームなどに入院(所)している人

- 投票日に病院や老人ホームなどの県選挙管理委員会の指定する施設に入院(所)している人は、その病院などで不在者投票をすることができます。

選挙期間中、市外に滞在している人

- 出張などで遠方の市区町村に長期間滞する人は、滞在先の市区町村で投票できます。投票できる時間と場所は、事前に滞在先の選挙管理委員会へお問い合わせの上、郵送にかかる日数を考慮し、早めの手続きをお願いします。

重度の障がいがある人・要介護の人

次のいずれかに該当する人は、郵便等投票制度を利用できます。選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書が必要となるので事前に交付申請などの手続きをしてください。

郵便投票用紙の交付請求は、4月10日(水)17時までです。投票用紙の交付および投票はいずれも郵便です。余裕をもって投票用紙を請求してください。

- 身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人
- 介護保険被保険者証に要介護5と記載されている人

選挙公報

選挙公報は新聞折り込みで配布します。市役所、支所、各地区センター、市立図書館アスパルにも配架する予定です。

- 新聞折り込み日 4月10日(水)の朝刊

